

14監査公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成14年1月28日

福岡市監査委員 石宮 村本 一 明  
同 同 高上 橋野 秀宏 国和寛

第1 監査の種類、対象及び区分

1 出資団体監査

- (1) 財団法人福岡市女性協会（事務監査）
- (2) 株式会社博多座（事務監査）
- (3) 財団法人福岡市中小企業従業員福祉協会（事務監査）
- (4) 株式会社福岡ソフトリサーチパーク（事務監査）

2 財政援助団体監査

- (1) 福岡市同和奨学振興会（事務監査）
- (2) 福岡市中学校体育大会運営委員会（事務監査）
- (3) アジアフォーカス・福岡映画祭実行委員会（事務監査）

第2 団体の概要及び監査の結果等

（出資団体監査）

監査は、出資に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼とし、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

1 財団法人福岡市女性協会

(1) 団体の概要

- ア 基本財産 1,000万円（平成13年6月30日現在）
- イ 設立年月日 昭和63年8月1日
- ウ 設立の目的 女性の自立と社会参画の促進を図り、女性問題の解決と男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。
- エ 事業内容 (ア) 講座、講演会、研修会等の開催  
(イ) 各種相談  
(ウ) 女性問題に関する調査研究及び広報、啓発  
(エ) 施設の管理運営に関する受託業務  
(オ) その他この法人の目的を達成するために必要な業務
- オ 役員及び職員数 役員13人、職員28人(平成13年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出資している。また、運営事業費として平成12年度に2億1,401万5,878円の負担金を交付している。

また、管理運営業務等の委託を行い、その委託料総額は平成12年度において、1億2,859万7,736円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の出向は13人、兼務は7人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

（事務監査）対象期間 平成10年11月から同13年10月まで

実施期間 平成13年8月29日から同年10月5日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

## 2 株式会社博多座

### (1) 団体の概要

- ア 資本金 11億2,500万円（平成13年6月30日現在）
- イ 設立年月日 平成8年7月5日
- ウ 設立の目的 多彩な演劇を本格的なかたちで常時公演することによる演劇文化の振興や劇場を核とした個性豊かなまちづくりの推進を目的とする。
- エ 事業内容 (ア) 演劇の興行  
(イ) 劇場施設の維持・管理  
(ウ) 食堂の経営及び食品，清涼飲料水，酒類，書籍，玩具，装身具，写真，たばこの販売  
(エ) 演劇に関する情報の提供  
(オ) 前各号に付帯し，又は関連する一切の業務
- オ 役員及び職員数 役員17人，職員35人(平成13年7月1日現在)

### (2) 福岡市との関係

福岡市は，上記資本金のうち3億円（出資率26.7%）を出資している。また，管理運営業務等の委託を行い，その委託料総額は平成12年度において，2億553万2,250円となっている。

なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の出向は2人，兼務は2人である。

### (3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

- (事務監査)対象期間 平成10年11月から同13年10月まで  
実施期間 平成13年8月29日から同年10月12日まで

### (4) 監査の結果

監査の結果，下記のとおり注意，改善を要する事項等が見受けられた。

- ア 決算について公告を行うよう求めるもの  
株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の規定により，決算について定時総会に報告したときは，遅滞なく損益計算書及び貸借対照表の要旨を公告しなければならず，定款で公告の方法について官報で行う旨定めている。しかしながら，創立以来公告を行っていなかった。  
決算の公告については，今後，関係法令等に則り遅滞なく行われたい。

## 3 財団法人福岡市中小企業従業員福祉協会

### (1) 団体の概要

- ア 基本財産 1,000万円（平成13年6月30日現在）
- イ 設立年月日 昭和50年8月8日
- ウ 設立の目的 福岡市の中小企業の振興発展に寄与するため，中小企業の雇用促進，従業員の定着性向上及び中小企業従業員の福利厚生の上向充実を図ることを目的とする。
- エ 事業内容 (ア) 中小企業従業員のための福利厚生事業  
(イ) 中小企業に関する研究会・講習会の開催及び情報の提供等  
(ウ) その他設立目的を達成するために必要な事業
- オ 役員及び職員数 役員13人，職員5人(平成13年7月1日現在)

### (2) 福岡市との関係

福岡市は，上記基本財産の全額を出資している。

なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の兼務は4人で出向はない。

### (3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

- (事務監査)対象期間 平成10年5月から同13年10月まで  
実施期間 平成13年8月30日から同年10月16日まで

### (4) 監査の結果

監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

#### 4 株式会社福岡ソフトリサーチパーク

##### (1) 団体の概要

- ア 資本金 69億2,800万円（平成13年6月30日現在）
- イ 設立年月日 平成3年9月30日
- ウ 設立の目的 情報産業の育成を支援するとともに，関連の技術及び情報の交流等の促進を図り，もって情報産業の振興に寄与することを目的とする。
- エ 事業内容 (ア) 情報技術者の人材育成事業  
(イ) インキュベート(研究開発型企業育成)事業  
(ウ) インタ-ネット接続サ-ビス等諸ネットワ-ク事業  
(エ) パーク内企業や大学・研究機関との各種交流事業  
(オ) 情報関連事業向けのオフィス賃貸事業  
(カ) 全各号に附帯する一切の事業
- オ 役員及び職員数 役員19人，職員9人(平成13年7月1日現在)

##### (2) 福岡市との関係

福岡市は，上記資本金のうち32億7,000万円（出資率47.2%）を出資している。また，福岡市はインターネットホームページの作成管理等の委託を行い，その委託料総額は平成12年度において，1,757万5,502円となっている。

なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の兼務は1人で出向はない。

##### (3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成9年5月から同13年9月まで  
実施期間 平成13年8月30日から同年9月4日まで

##### (4) 経営状況について

平成12年度において1億271万円の純損失を生じ，前年度からの繰越欠損金13億2,099万円を加え，14億2,371万円の累積欠損金を生じている。この多額の欠損金を生じた主な要因は，経済状態の悪化により，賃貸料が当初計画を大きく下回ったことによるものと考えられる。

平成12年度の純損失を平成11年度の純損失1億8,986万円，同10年度の純損失2億4,617万円と比べると，平成11年度比8,714万円，同10年度比1億4,346万円改善されており，経費節減等の経営努力の成果は著しいものがあるが，黒字にはいたっておらず依然として厳しい経営状況にある。

今後の事業運営にあたっては，より一層の経費節減や経営の効率化を図るとともに，設立の目的である福岡ソフトリサーチパーク地区の中核施設としての機能の維持，地場情報関連企業の支援事業の充実にも留意し事業を実施されるよう要望する。

##### (5) 監査の結果

監査の結果，下記のとおり注意，改善を要する事項等が見受けられた。

##### ア 福岡市からの受託業務について適正を期すべきもの

福岡市からの各種ホームページの制作管理業務の受託において，再委託については，委託契約書の一括再委託等の禁止条項により，受託業務の全部又は主たる部分を第三者に請け負わせてはならず，また，一部を請け負わせようとする場合は福岡市の承諾を得なければならない。しかしながら，承諾なしにホームページの制作業務を第三者に請け負わせていた。以後，注意されたい。

##### (財政援助団体監査)

監査は，財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として，諸帳簿等関係書類を抽出により検査するとともに，関係職員から説明を聴取した。

## 1 福岡市同和奨学振興会

### (1) 団体の概要

ア 設立年月日 昭和41年4月1日

イ 設立の目的 福岡市の行う同和对策事業の対象地域に居住し、歴史的社会的にいわれのない身分的差別を受けている人々の子弟の健全な育成を図るため、その就学を奨励することを目的とする。

ウ 事業内容 (ア) 入学支度金の支給対象者の選考及び交付に関すること  
(イ) 促進学級の助成に関すること  
(ウ) その他振興会の目的達成のために必要な事業

エ 役員及び職員数 役員11人、職員5人(平成13年7月1日現在)

### (2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は、同和奨学振興会事業費の助成として、平成12年度に1億1,564万6,538円の補助金を交付している。

なお、上記役員及び職員のうち、本市職員の兼務は10人で出向はない。

### (3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成10年2月から同13年9月まで

実施期間 平成13年9月7日

### (4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

## 2 福岡市中学校体育大会運営委員会

### (1) 団体の概要

ア 設立年月日 昭和45年6月

イ 設立の目的 福岡市中学校体育大会の運営並びに生徒の大会出場の補助を行い、もって本市中学校生徒の体育を振興し、心身の健全育成を図ることを目的とする。

ウ 事業内容 (ア) 福岡市中学校体育大会(区市大会、新人大会)の運営  
(イ) 中学校体育大会(区市大会、県大会、九州大会、全国大会、新人大会)に出場する生徒への参加費用の補助  
(ウ) その他その目的を達成するために必要な業務

エ 役員及び職員数 役員51人、職員7人(平成13年7月1日現在)

### (2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は、中学校体育大会負担金として、平成12年度に7,237万5,115円を交付している。

なお、上記役員及び職員のうち、本市職員の兼務は5人で出向はない。

### (3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成9年4月から同13年9月まで

実施期間 平成13年9月13日

### (4) 監査の結果

監査の結果、下記のとおり、注意、改善を要する事項等が見受けられた。

ア 県大会等に出場した場合の生徒出場旅費の精算書類について注意を求めるもの  
運営委員会の生徒出場旅費支給規定等によれば、県大会、九州大会、全国大会に生徒が出場した場合、当該学校長は大会終了後に宿泊施設の領収書を添付して出場旅費精算報告を行わなければならない。しかしながら、平成11年度の生徒出場旅費の精算報告の一部において、領収書として不適切なものが添付されていた。

領収書は支払の証拠書類となるものであり、適正に取扱うよう指導するとともに、今後、精算報告にあたっては、領収書の添付について十分注意されたい。

## 3 アジアフォーカス・福岡映画祭実行委員会

### (1) 団体の概要

- ア 設立年月日 平成3年6月11日
- イ 設立の目的 「アジアフォーカス・福岡映画祭」を健全かつ円滑に実施することを目的とする。
- ウ 事業内容 (ア) 「アジアフォーカス・福岡映画祭」の運営全般に関すること  
(イ) その他目的を達成するために必要な事業
- エ 役員及び職員数 役員46人，職員6人(平成13年7月1日現在)
- (2) 福岡市からの財政援助等  
福岡市は，アジアフォーカス・福岡映画祭事業の助成として平成12年度に9,900万円の負担金を交付している。  
なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の兼務は11人で出向はない。
- (3) 監査の区分，対象期間及び実施期間  
(事務監査)対象期間 平成9年4月から同13年10月まで  
実施期間 平成13年10月5日
- (4) 監査の結果  
監査の結果，特に指摘する事項はなかった。